





令和 2 年 11 月 13 日

大仙市議会議長 金谷 道男 殿


秋田県横手市大雄字文蔵間66番1号
 秋田県たばこ販売協議会
 会長 畠山 義康
 電話番号 080-2814-940




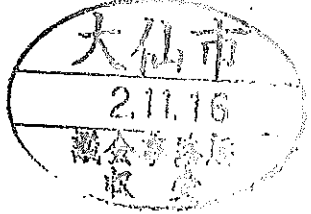
秋田県秋田市東通1丁目1番23号
 秋田県たばこ耕作組
 組合長 加藤 義康
 電話番号 018-832-663



秋田県秋田市土崎港南3丁目10番40号
 秋田県たばこ友の会
 会長 宮崎 正樹
 電話番号 018-845-5776



秋田県秋田市旭北栄町1番5号
 秋田県飲食業生活衛生同業組合
 理事長 齊藤 育雄
 電話番号 018-827-6745

大仙市
 2.11.16
 議会事務局
 取 扱

地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書

拝啓 貴殿ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃は一方ならぬご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

【陳情の趣旨】

たばこ販売組合を組織する零細かつ経済基盤の弱いたばこ販売店は、たばこ販売事業者として、たばこ事業法の「我が国たばこ産業の健全な発展を図り、もって財政収入の安定的確保および国民経済の健全な発展に資すること」との目的に沿い、長きにわたり地方財政及び地域社会の発展に貢献していると自負しております。

たばこ耕作組合を組織する全国のたばこ耕作農家は、葉たばこ生産事業者として、たばこ耕作組合法の「たばこの耕作者の協同組織の発展を促進し、もって葉たばこの生産の増進とたばこの耕作者の経済的社会的地位の向上を図り、あわせてたばこ産業の健全な発展に資する」との目的に沿い、自信と誇りを持ってたばこ作に取り組み、長きにわたり地元産業として地域経済に貢献してきたと自負しております。

近年の健康増進法改正や地方自治体における規制条例といった過度な喫煙規制の動き、それに伴う既存喫煙所の撤去、度重なるたばこ税増税等の厳しい状況は、中小零細なたばこ販売店や耕作農家の生業を直撃し、まさに死活問題となっているところです。中小零細な「街のたばこ屋」の多くが、毎日のように全国各地で廃業を余儀なくされております。この現状を放置すれば、日本中から「街のたばこ屋」が絶滅するほどの危機感があります。また、耕作農家においても、生産意欲の低下や将来不安から年々廃作が増加、極めて深刻な状況となっております。

たばこは、たばこ事業法で規定された合法の嗜好品であり、また、税収面からも年間1兆円を上回る貴重な地方財源として多大なる貢献をしております。

「健康増進法」とは、決して「禁煙法」ではなく、その根幹の目的は「望まない受動喫煙を防止する」と認識しております。「望まない受動喫煙を防止する」ためには、「受動喫煙を受けたくない者」と「喫煙を愉しむ者」双方の立場を尊重し、共存できる社会の実現を推進していくこと、まさに「禁煙」ではなく「分煙」こそが極めて重要であると考えます。そのためには喫煙者を排除するのではなく、たばこを吸われない人と吸われる人が共存するために必要な、一定の喫煙場所の整備が必要だと考えております。また、分煙環境の整備は、望まない受動喫煙の防

止、たばこを吸われない方への配慮はもとより、継続的安定税収の確保に資するものと考えます。

ご存じの通り、大仙市においては、年間約5億円のたばこ税収があり、一般会計として大仙市民の生活に大きく役立てられている貴重な財源です。一方、このまま過度な喫煙規制が続けば当然税収も激減、行政予算への大きな影響は避けられないことが想定されます。

昨年12月に与党が取り纏めた「令和2年度税制改正大綱」において、「望まない受動喫煙対策や今後の地方たばこ税の安定的な確保の観点から、地方たばこ税の活用を含め、地方公共団体が積極的に屋外分煙施設等の整備を図るよう促すこととする。」とされており、加えて本年1月に総務省自治税務局より発出された「令和2年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項について」では、「望まない受動喫煙を防止するためには、公共施設における分煙環境の整備や、駅前・飲食を含めた商店街などの場所における屋外分煙施設の設置等が考えられるところであり、また、こうした取組は今後の地方のたばこ税の安定的な確保にも資すると見込まれることから、屋外分煙施設等の整備を図るために、積極的に地方のたばこ税の活用を検討していただきたいこと。」と記載されております。

これまでも財政物資としてのたばこは、大仙市の一般財源として一定以上の役割を果たしているところでありますが、たばこを吸われない大仙市民と吸われる大仙市民の共存社会の実現、そして安定的税収確保の観点からも、たばこ税を「望まない受動喫煙防止の推進」のための「分煙社会の実現」に向けて、優先的に活用する妥当性、必要性が高まっているといえます。

上述認識の下、たばこ販売組合員5万人、たばこ耕作組合員5千人（秋田県たばこ販売組合員457人、秋田県たばこ耕作組合員291人）、秋田県たばこ友の会41人、飲食業生活衛生同業組合85,000人（秋田県飲食業生活衛生同業組合287人）の総意として、下記のとおり強く陳情致します。

記

1. 貴自治体において、行政の責務として、公共喫煙場所の増設、維持を積極極的進めることを強く求めます。
2. 公共喫煙場所の整備に際して、地方たばこ税の一部を活用した喫煙所の設置を強く求めます。

3. 国に対し、貴自治体として、地方たばこ税を公共喫煙場所整備に活用できる全国的な制度の整備を要望していただくことを強く求めます。

最後に、私どもは、長年にわたり街の灯台として、また地区の基幹農業として地域社会に密着し、多大な税収貢献の一翼を担ってきたと自負しております。全国 5 万人のたばこ販売組合員、及び全国 5 千人のたばこ耕作組合員、そして全国の飲食業同業組合員 85 千人が路頭に迷うことがなきよう、また、全国約 2,000 万人の喫煙を愉しむひとときの安らぎが奪われてしまうことのなきよう、特段の配慮を賜りたく、切にお願い申し上げます。

以上